

令和6年度 串本町自走式水洗トイレカー調達 仕様書

1. 目的

災害時における避難所のトイレの確保・管理は、極めて重要な課題であり、ライフライン（電気・ガス・水道等）と同様に、被災者の「命を支える社会基盤サービス」の一つとなる。

串本町（以下、「発注者」という。）では、停電・断水下でも使用可能な自走式水洗トイレカーを活用した避難所の環境改善などを目的に、本調達を実施するものとする。

2. 納入期限

令和8年3月27日（金）

※期限にかかわらず可能な限り早期の納車に努めること。

3. 納入台数

1台

4. 納入場所

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5 串本町役場

5. 適合法令

製作は本仕様書に基づくほか、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、8ナンバー糞尿車登録時の検査に適合、承認が得られるものであること。

6. 艤装条件

- (1) 被災地等で活用するため、移動が可能な車両型トイレを目的に製作するもので、その製作に使用する材質は、JIS規格及び糞尿車登録に係る各規定に基づき精選されたものを使用すること。
- (2) 専用シャシにトイレルームトレーラー装備の車両として艤装するとともに、利用において必要となる資機材等を積載、装備すること。
- (3) 艤装後の完成品を運用するうえで、必要な自動車運転免許の種類及び条件は「準中型免許（中型車8tに限る）」で運転可能なものであること。

7. 調達車両仕様

(1) シャシ仕様

本車両に使用するシャシは、令和6年以降に製造されたキャブ付きシャシで、強力かつ堅牢で車両総重量の状態において、その使用目的に十分耐え得るものであること。

(ア)型式

- A) 使用する車両は、未登録車で契約日現在、国内で市販されている型式であり、概ね国内全域において、走行性能にかかる修理・点検が可能なものであること。
- B) 最大積載量3t程度のシャシを使用すること。
- C) キャブ内の運転席は、進行方向に対し右側（右ハンドル）とすること。

(イ)車体の形状

シングルキャブ ワイドキャブ

- (ウ)エンジン ディーゼルエンジン
 - (エ)ホイールベース メーカー標準仕様
 - (オ)駆動方式・変則装置 4WD・AT
 - (カ)総排気量 3,000~5,000cc 程度
 - (キ)最高出力 100kW 以上
 - (ク)乗車人員 3名以上 (荷台座席を除く)
 - (ケ)電装関係は以下の通り。
 - A) バッテリー (12V-105AH 以上×1)
 - B) 外部充電装置 (AC100V-DC12 以上)
 - C) 走行充電装置 (SBC)
 - D) バックブザー
 - E) エアコン (メーカー標準装備品)
 - (コ)計器類は、メーカー標準装備品のものとする。
 - (サ)バッテリー収納は、点検が容易にできる位置に取り付けること。
 - (シ)バッテリー受台は、耐酸処理を施すこと。
 - (ス)給排水等タンク取り付け及び配管設置を行うとともに、厳冬期において、同設備等が凍結しないよう凍結対策を講ずること。
 - (セ)電気機器類は、適切な防水処理を施すこと。
 - (ソ)架装オプションは以下のとおり。
 - A) バックカメラ 一式
 - B) カーナビ 一式
 - C) ETC 一式
 - D) ドライブレコーダー (前方) 一式
 - E) コーナーセンサー 一式
 - (タ)付属品は以下のとおり。
 - A) スペアタイヤ 1本
 - B) フロアマット 一式
 - C) 標準工具 一式
 - D) 寒冷地仕様
 - E) パワーステアリング装置
 - F) ABS 装置
 - G) SRS エアバッグ (運転席、助手席の両席)
 - H) 被害軽減 (自動) ブレーキ機能
 - I) パワーウィンドウ
 - J) 泥除け、サイドバイザー
 - K) サンバイザー (助手席)
 - L) LED フォグランプ (フロント)
 - M) 輪留め
 - N) 停止表示器材 (板)
 - (チ)その他項目は、シャシメーカー標準仕様とする。
- (2) 艀装仕様
- (ア) 完成車両の寸法は、次の寸法を確保すること。
 - 全長 7,100mm ±200mm 程度
 - 全幅 2,200mm ±200mm 程度
 - 全高 3,200mm ±200mm 程度

なお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。

(イ) 車両全般の艤装

- A) 艤装材料の厚さは、側板 2.0mm 以上とすること。
- B) 車両側板の周辺及びステップの端部周辺は、折り曲げる構造とすること。
- C) 運転席の室内外に使用する装備等は、メーカー標準装備のもの又は同等以上の性能を有するものであること。
- D) 乗車人員の乗降時の安全に必要なステップ及び握り棒等を設けること。
- E) ステップ類は、すべてステンレス縞板等の堅牢な素材を使用すること。
- F) ステンレス材等を直接骨材、外板等に取付ける場合は、水の侵入を防ぐため、外周にコーキング加工を施すこと。
- G) ボルト、ナット類はステンレス製のものを使用すること。

(ウ) キャブ内の艤装

- A) 走行時において、乗車人員の安全に必要な手すり等安全带を設けること。
- B) ルームライトは、車両標準装備のものとする。
- C) バッテリー、外部充電装置、走行充電装置、ファイル書類等を収納するボックスについては、容易に操作できる箇所に取り付けること。また、走行充電装置は、充電満了時の連続使用時間 5～6 時間を満たすものとし、更にキャブ内もしくは荷室内部に予備電源設置箇所を設けるものとする。

(エ) トイレ設備艤装

- A) 荷室（トイレ架装部）は、次の寸法を確保すること。
 - 全長 5,000mm ±200mm
 - 全幅 2,100mm ±200mm
 - 全高 2,000mm ±200mmなお、当該寸法の範囲と異なる場合には、事前に発注者の承諾を受けること。
- B) トイレ室の配置設計は、男性用、女性用、多機能用に区分したうえで、各室にドアを設置し、室内用途別に間仕切りを設置すること。
- C) 各個室便所及び通路は、使用するために支障のない面積を有すること。また、多機能用トイレについては、車いす利用者及びその補助者等が使用するために十分な面積を有すること。
- D) 便器は陶器製又は同等以上の製品で、水洗式の小便器、大便器及びオストメイト便器とし、設置個数は以下の個数以上とすること。
 - ◇男性用 小便器：1 大便器：2
 - ◇女性用 大便器：2
 - ◇多機能用 大便器：1 オストメイト便器：1
- E) 多機能用のトイレ室内にはベビーキープ、おむつ交換台及び車いす用補助アームを各 1 基ずつ設置すること。
- F) 大便器は、洋式便座（ウォシュレット付き）とすること。
- G) 大便器は、全て手洗い付きとすること。なお、区分室内の余剰部に各 1 基の手洗い機器を設置することで、これに代えることも可とする。
- H) 大便器設置の各室には、適切な位置にトイレットペーパーホルダー、手すり及び小物収納棚を取り付けるとともに、各扉に施錠機能を設けること。
- I) LED 照明を以下のとおり設置すること。
 - ◇男性用トイレ前通路 1 灯
 - ◇女性用トイレ前通路 1 灯
 - ◇男子トイレ個室 各 1 灯（各 2 灯）

◇女子トイレ個室 各1灯 (各2灯)

◇多機能用トイレ室内 1灯

計 7灯

J) 多機能用のトイレ室内には、快適に過ごせるよう家庭用エアコンを設置すること。

K) 川水やプール等の水を汲み上げ、使用することも想定されるため、浄水設備を設置すること。

(オ) 車体側面

A) 男性用出入口として、車体側面の左側に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。

B) 女性用出入口として、車体側面の右側（前方）に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。

C) 多機能用出入口として、車体側面の右側（後方）に扉を設け、堅牢で水密な構造、施錠可能なものを取り付けること。

D) 各出入口に昇降用階段を用意すること。

E) 昇降時の安全性配慮のため、出入口部に手すりを取り付けること。

F) 左右側面のラッピングについては、発注者と事前協議の上、決定すること。

(カ) 車体後部

A) 車いす利用者をはじめとした要配慮者を安全に昇降させるための電動リフトを設置すること。

B) 電動リフトは、シャシ内部に格納できること。

C) 後部のラッピングについては、発注者と事前協議の上、決定すること。

(キ) 車体上部

A) 荷室上部に換気扇を3箇所以上設けること。

B) 予備電力確保のため、充電用ソーラーパネルを設けること。

(ク) 車体下部

A) 給水用タンク補充用の給水口を設置すること。

B) 水道用のポンプを設置すること。

C) 排水用タンク処理用の排水口を設けること。また、排水できない状況も考慮し、排水用タンクには汲み取り口を設けること。

D) 上記のほか、トイレ等の使用において、必要となる配管類を設けること。

(ケ) 給水用タンク

トイレ水洗及び手洗い用の水補給用として700ℓ以上の容量の貯水タンクを車両に取り付けること。

(コ) 水道用ポンプ

A) 水道用ポンプは、受注者仕様を基本とし、車内貯水槽からの送水ポンプ1基、外部送水1基を設置すること。

B) 動力伝導機構は、受注者仕様を基本とする。

(サ) 中継用水中ポンプの用意

断水等による水道からの通水不可の事態に備え、中継のための水中ポンプを別に用意し、車内に搭載すること。

(シ) 排水用タンク

汚水等の一時蓄積用として、950ℓ以上の容量のタンクを車両に取り付けること。

(ス) 排水口

排水用タンク内の汚水処理用の排水口設置を行うこと。

(セ) その他

- A) 燃料給油口は、給油が容易な位置に設けること。
- B) 各収納ボックス・棚は、艤装が可能な範囲で最大とすること。
- C) ボックス、ステップ、床等で水が滞留する恐れのある箇所には、適当な大きさの水抜き口を設けること。

8. 保証

- (1) 保証期間は、納入の日から1年間とする。ただし、保証期間に関わらず、設計不良、工作不良に起因する不具合が発生した場合は、無償にて補修、部品の取替を速やかに行うこと。
- (2) 上記期間に関わらず、製造会社等が別に定めた保証期間が1年以上にわたる場合には、それを適用する。
- (3) 完成品の納入後2か月以内に受注者の責任と負担において、適切な点検を実施すること。

9. 取扱説明

車両の操作及び取付品、付属品等の取扱い説明を実施すること。なお、実施日等については別途協議すること。

10. 諸手続き等

以下の手続きを受注者が代行すること。

- (1) トイレカーは、糞尿車登録とすること。
- (2) 予備検査や運輸支局の新規登録検査等の必要な検査は、受注者がその手続き等の一切を代行するものとする。
- (3) 納入までに要する経費は、受注者の負担とする。

11. 提出書類

- (1) 契約締結後、速やかに次の図書を提出し、発注者の承諾を得て、製作に取り掛かること。
 - ア. 製作工程表
 - イ. 概要図
 - ウ. 荷室内装図面
 - エ. 寸法入りシャシ図面（カタログ等）
 - オ. シャシ及びエンジン諸元表（カタログ等）
 - カ. その他、発注者で指示するもの
- (2) 完成納入にあたっては、次の図書を提出すること。
 - ア. 納品書
 - イ. 概要図
 - ウ. 取扱説明書
 - エ. 車両保証書
 - オ. 自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書の写し
 - カ. その他、発注者で指示するもの

12. その他必要事項

低排出ガス車（平成28年基準排出ガス規制適合）であること。

13. 留意事項

- (1) 納入時車両の燃料タンクを満タンとすること。
- (2) 各部の清掃手入れを実施の上、発注者へ納入すること。
- (3) 完成車両の回送費用、試験及び技術指導等に関する費用については、全て受注者が負担すること。
- (4) 艀装及び車両の移動にあたっては、事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合には、速やかに発注者に連絡するとともに、その被害の一切の責任を受注者が負うこと。
- (5) 受注者が、発注者の確認又は指示を受けずに施工した結果、当該仕様と異なるため、修正を求められた場合は、受注者の責任と負担により実施すること。
- (6) この仕様でない事項については、発注者との協議の上、決定するものとする。

14. 参 考

車両配置イメージ図

